

昭和二十九年法律第七十一号

あへん法

目次

第一章 総則	(第一条—第三条)
第二章 禁止	(第四条—第十一条)
第三章 栽培	(第十一一条—第二十八条)
第四章 収納及び売渡	(第二十九条—第三十五条)
第五章 管理	(第三十六条—第四十一条)
第六章 監督	(第四十二条—第四十五条)
第七章 雑則	(第四十六条—第五十条の三)
第八章 罰則	(第五十一条—第六十二条)

附則	
第一章 総則	(目的)

第一章 総則

この法律は、医療及び学術研究の用に供するあへんの供給の適正を図るため、国があへんの輸入、輸出、収納及び売渡を行い、あわせて、けいの栽培並びにあへん及びけいがらの譲渡、譲受、所持等について必要な取締を行うことを目的とする。

(けいの栽培の禁止)

けい栽培者でなければ、けいを栽培してはならない。(あへんの採取の禁止)

けい耕作者又は甲種研究栽培者でなければ、あへんを採取してはならない。

(輸入及び輸出の禁止)

第六条

何人も、あへんを輸入し、又は輸出してはならない。但し、国の委託を受けた者は、こ

の限りでない。

(吸食の禁止)

第九条

何人も、あへん又はけいがらを吸食してはならない。

何人も、厚生労働大臣の許可を受けなけれ

(廃棄の禁止)

第十条

何人も、厚生労働大臣の許可を受けなければ、あへんを廃棄してはならない。

前項の許可を申請するには、厚生労働省令で定めるところにより、栽培地又は麻薬及び向精神薬取締法に規定する麻薬業務所(以下「麻薬業務所」という。)の所在地(麻薬研究施設の設置者にあつては、麻薬研究施設の所在地とする。第十条第二項において同じ。)の都道府県知事を経由して、申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

(栽培区域及び栽培面積)

第十二条

厚生労働大臣は、毎年、けい耕作者又は甲種研究栽培者がけいを栽培することができます。

前項の許可を申請するには、厚生労働省令で定めるところにより、栽培地又は麻薬業務所の所在地の都道府県知事を経由して、申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

(栽培の許可)

第十三条

採取したあへんを国に納付する目的で、又はあへんの採取を伴う学術研究のため、けいを栽培しようとする者は、あらかじめ栽培地及び栽培面積並びにあへんの乾しう場及び保管場を定めて、公告する。

前項の許可を申請するには、栽培地の都道府県知事を経由して、申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

(栽培許可証)

第十四条

厚生労働大臣は、第十二条第一項又は第二項の許可を与えたときは、その申請者に栽培許可証を交付しなければならない。

栽培許可証には、左の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

(栽培者の氏名又は名称)

第十五条

厚生労働大臣は、第十二条第一項又は第二項の許可を与えたときは、その申請者に栽培許可証を交付しなければならない。

栽培許可証には、左の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

(けい栽培者の住所)

第十六条

けい耕作者又は甲種研究栽培者に交付する栽培許可証には、前項各号に掲げる事項のほか、あへんの乾しう場及び保管場を記載しなければならない。

前項第一項又は第二項の許可を与えないものとする。

(次格事由)

第十七条

都道府県知事は、前項の申請書を受理したときは、必要な調査を行い、意見があるときはその意見を付して、これを厚生労働大臣に進達するものとする。

前項第一項又は第二項の許可を与えないものとする。

(所持の禁止)

第十八条

けい耕作者、甲種研究栽培者、麻薬製造業者、麻薬研究者又は麻薬研究施設の設置者でなければ、あへんを所持してはならない。

前項第一項又は第二項の許可を与えないものとする。

(次格事由)

第十九条

次の各号のいずれかに該当する者に

けいを栽培する者をいう。

(甲種研究栽培者)

第二十条

あへんの採取を伴う学術研究のため、研究のため、第十二条第一項の許可を受けてけいを栽培する者をいう。

前項第一項又は第二項の許可を与えないものとする。

(栽培地)

第二十一条

甲種研究栽培者、あへんの採取を伴う学術研究のため、第十二条第一項の許可を受けてけいを栽培する者をいう。

前項第一項又は第二項の許可を与えないものとする。

(栽培面積)

第二十二条

けい耕作者又は甲種研究栽培者に交付する栽培許可証には、前項各号に掲げる事項のほか、あへんの乾しう場及び保管場を記載しなければならない。

前項第一項又は第二項の許可を与えないものとする。

(栽培者の住所)

第二十三条

都道府県知事は、前項の申請書を受理したときは、必要な調査を行い、意見があるときはその意見を付して、これを厚生労働大臣に進達するものとする。

前項第一項又は第二項の許可を与えないものとする。

(次格事由)

第二十四条

次の各号のいずれかに該当する者に

けいを栽培する者をいう。

(栽培者)

第二十五条

あへんを所持してはならない。

前項第一項又は第二項の許可を与えないものとする。

(栽培の禁止)

第二十六条

けい耕作者又は甲種研究栽培者に交付する栽培許可証には、前項各号に掲げる事項のほか、あへんの乾しう場及び保管場を記載しなければならない。

前項第一項又は第二項の許可を与えないものとする。

(栽培地)

第二十七条

甲種研究栽培者、あへんの採取を伴う学術研究のため、研究のため、第十二条第一項の許可を受けてけいを栽培する者をいう。

前項第一項又は第二項の許可を与えないものとする。

(栽培面積)

第二十八条

けい耕作者又は甲種研究栽培者に交付する栽培許可証には、前項各号に掲げる事項のほか、あへんの乾しう場及び保管場を記載しなければならない。

前項第一項又は第二項の許可を与えないものとする。

(栽培者の住所)

第二十九条

都道府県知事は、前項の申請書を受理したときは、必要な調査を行い、意見があるときはその意見を付して、これを厚生労働大臣に進達するものとする。

前項第一項又は第二項の許可を与えないものとする。

(次格事由)

第三十条

あへんを所持してはならない。

前項第一項又は第二項の許可を与えないものとする。

(栽培の禁止)

第三十一条

あへんを所持してはならない。

前項第一項又は第二項の許可を与えないものとする。

(栽培地)

第三十二条

あへんを所持してはならない。

前項第一項又は第二項の許可を与えないものとする。

(栽培面積)

第三十三条

あへんを所持してはならない。

前項第一項又は第二項の許可を与えないものとする。

(栽培者の住所)

第三十四条

あへんを所持してはならない。

前項第一項又は第二項の許可を与えないものとする。

(栽培の禁止)

第三十五条

あへんを所持してはならない。

前項第一項又は第二項の許可を与えないものとする。

(栽培地)

第三十六条

あへんを所持してはならない。

前項第一項又は第二項の許可を与えないものとする。

(栽培面積)

第三十七条

あへんを所持してはならない。

前項第一項又は第二項の許可を与えないものとする。

(栽培者の住所)

第三十八条

あへんを所持してはならない。

前項第一項又は第二項の許可を与えないものとする。

(栽培の禁止)

第三十九条

あへんを所持してはならない。

前項第一項又は第二項の許可を与えないものとする。

(栽培地)

第四十条

あへんを所持してはならない。

前項第一項又は第二項の許可を与えないものとする。

(栽培面積)

第四十一条

あへんを所持してはならない。

前項第一項又は第二項の許可を与えないものとする。

(栽培者の住所)

第四十二条

あへんを所持してはならない。

前項第一項又は第二項の許可を与えないものとする。

(栽培の禁止)

第四十三条

あへんを所持してはならない。

前項第一項又は第二項の許可を与えないものとする。

(栽培地)

第四十四条

あへんを所持してはならない。

前項第一項又は第二項の許可を与えないものとする。

(栽培面積)

第四十五条

あへんを所持してはならない。

前項第一項又は第二項の許可を与えないものとする。

(栽培者の住所)

第四十六条

あへんを所持してはならない。

前項第一項又は第二項の許可を与えないものとする。

(栽培の禁止)

第四十七条

あへんを所持してはならない。

前項第一項又は第二項の許可を与えないものとする。

(栽培地)

第四十八条

あへんを所持してはならない。

前項第一項又は第二項の許可を与えないものとする。

(栽培面積)

第四十九条

あへんを所持してはならない。

前項第一項又は第二項の許可を与えないものとする。

(栽培者の住所)

第五十条

あへんを所持してはならない。

前項第一項又は第二項の許可を与えないものとする。

(栽培の禁止)

第五十一条

あへんを所持してはならない。

前項第一項又は第二項の許可を与えないものとする。

(栽培地)

第五十二条

あへんを所持してはならない。

前項第一項又は第二項の許可を与えないものとする。

(栽培面積)

第五十三条

あへんを所持してはならない。

前項第一項又は第二項の許可を与えないものとする。

(栽培者の住所)

第五十四条

あへんを所持してはならない。

前項第一項又は第二項の許可を与えないものとする。

(栽培の禁止)

第五十五条

あへんを所持してはならない。

前項第一項又は第二項の許可を与えないものとする。

(栽培地)

第五十六条

あへんを所持してはならない。

前項第一項又は第二項の許可を与えないものとする。

(栽培面積)

第五十七条

あへんを所持してはならない。

前項第一項又は第二項の許可を与えないものとする。

(栽培者の住所)

第五十八条

あへんを所持してはならない。

前項第一項又は第二項の許可を与えないものとする。

(栽培の禁止)

第五十九条

あへんを所持してはならない。

前項第一項又は第二項の許可を与えないものとする。

(栽培地)

第六十条

あへんを所持してはならない。

前項第一項又は第二項の許可を与えないものとする。

(栽培面積)

第六十一条

あへんを所持してはならない。

前項第一項又は第二項の許可を与えないものとする。

(栽培者の住所)

第六十二条

あへんを所持してはならない。

前項第一項又は第二項の許可を与えないものとする。

(栽培の禁止)

第六十三条

あへんを所持してはならない。

前項第一項又は第二項の許可を与えないものとする。

(栽培地)

第六十四条

あへんを所持してはならない。

前項第一項又は第二項の許可を与えないものとする。

(栽培面積)

第六十五条

あへんを所持してはならない。

前項第一項又は第二項の許可を与えないものとする。

(栽培者の住所)

第六十六条

あへんを所持してはならない。

前項第一項又は第二項の許可を与えないものとする。

(栽培の禁止)

第六十七条

あへんを所持してはならない。

4	栽培許可証は、他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。
	(許可の有効期間)
	第十六条 第十二条第一項又は第二項の許可の有效期間は、許可の日から一年以内の九月三十日までとする。
	(栽培地以外における栽培等の禁止)
2	外の場所で、又は許可を受けた栽培面積をこえて、けしを栽培してはならない。
2	けし耕作者又は甲種研究栽培者は、許可を受けたあへんの乾そら場以外の場所であへんを乾そらし、又は許可を受けたあへんの保管場以外の場所であへんを保管してはならない。
	(許可の変更)
3	栽培地、栽培面積又はあへんの乾燥場若しくは保管場について、第十二条第一項又は第二項の許可の変更を申請することができる。ただし、都道府県の区域を越えてこれらの事項を変更しようとする場合は、この限りでない。
2	第十二条第三項及び第四項の規定は、前項の申請について、第十四条第四号から第六号まで規定は、前項の規定による許可の変更について準用する。
3	第一項の申請をするには、申請書に栽培許可証を添付しなければならない。
4	厚生労働大臣は、第一項の規定により許可を変更したときは、栽培許可証の記載のうち当該部分を訂正して、これを申請者に交付しなければならない。
	(事故の防止)
2	けし耕作者又は甲種研究栽培者は、その設備内に保管することができる。
2	前項に定めるもののはか、けし栽培者が、あへん又はけしがらにつき、滅失、盗難、紛失その他の事故を防止するためによるべき措置については、厚生労働省令で定める。
	(事故の届出)
第二十条	けし栽培者は、その所有するあへん又はけしがらにつき、滅失、盗難、紛失その他の事故が生じたときは、すみやかに、都道府県知事を経由して、その数量その他事故の状況を明らかにするために必要な事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。
	(届出)
第二十一条	けし栽培者は、麻薬製造業者若しくは麻薬研究施設の設置者又は他のけし栽培者に届け出なければならない。
	(届出)
第二十二条	けし栽培者は、厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。
	(届出)
第二十三条	けし栽培者は、栽培許可証を、損失、又亡失したときは、十五日以内に、都道府県知事を経由して、厚生労働大臣に栽培許可証の再交付を申請しなければならない。
	(再交付)
第二十四条	けし栽培者は、第一項の規定により栽培許可証の再交付を受けた後、亡失した栽培許可証を発見したときは、十五日以内に、都道府県知事を経由して、厚生労働大臣にその栽培許可証を返納しなければならない。
	(許可の失効の届出)
第二十五条	けし栽培者が死亡し、又は法人たるけし栽培者が解散したときは、その相続人若しくは相続人代つて相続財産を管理する者又は清算人、破産管財人若しくは合併後存続し、若しくは合併により設立された法人の代表者が採取したすべてのあへんを収納する。
	(収納)
第二十六条	国は、けし耕作者又は甲種研究栽培者が採取したすべてのあへんを収納する。
	(収納)
第二十七条	けし栽培者は、甲種研究栽培者が納付したあへんのモルヒネ含有量を鑑定し、その含有量に応じて、収納代金を支払う。
	(収納価格)
第二十八条	けし栽培者は、第二十五条第二項の規定によりその許可が効力を失い、又は第四十二条の規定によりその許可を取り消されたときは、十五日以内に、都道府県知事を経由して、厚生労働大臣に栽培許可証を返納しなければならない。
	(許可が失効した場合等の措置)
第二十九条	けし栽培者は、第一項の規定を適用しない。
	(不適用)
第三十条	厚生労働大臣は、毎年、けし耕作者又は甲種研究栽培者がその採取したあへんを国に納付すべき期限を定めて、公告する。
	(納付期限)
第三十一条	國に納付されるあへんの収納価格は、厚生労働大臣が財務大臣と協議してけし栽培者の生産事情、あへんの輸入価格及び他の経済事情を考慮して定める。
	(収納価格)
第三十二条	國は、けし耕作者又は甲種研究栽培者が納付したあへんのモルヒネ含有量を鑑定し、その含有量に応じて、収納代金を支払う。
	(収納代金)
第三十三条	國は、けし耕作者の栽培したけしが、発芽後あへん採取前に風害、水害、雨害、震害、ひょう害、冷害、雪害、凍害、干害、病害その他の災害にかかり、その年度に採取したあへんの収納代金の額が、政令の定めるところにより算定するその者の平年度収納代金の額の十分の七に達しないときは、その平年度収納代金の額の十分の七とその年度の収納代金の額との差額の二分の一に相当する金額の範囲内で、補償金を交付することができる。
	(災害補償)
第三十四条	けし耕作者は、前項の規定に基づき、補償金の交付を受けようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、同項に規定する災害による被害を受けた後速やかに栽培地の都道府県知事を経由して、申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。
	(壳渡)
第三十五条	國は、その所有するあへんを、麻薬製造業者又は麻薬研究施設の設置者に売り渡すものとする。
	(売渡)
第三十六条	前項の規定によりあへんの売渡しを受けようとするときは、厚生労働省令で定めるところに

より、麻薬製造業者があつては厚生労働大臣に、麻薬研究施設の設置者があつては麻薬研究施設の所在地の都道府県知事を經由して厚生労働大臣に、申請書を提出しなければならない。(壳渡価格)

第三十五条 **あへんの壳渡価格**は、政令で定め

2 壳渡価格を定めるに当つては、あへんの輸入、収納、保管及び事務取扱に要する費用並びに第三十三条第一項に規定する災害補償に要する費用の額等を考慮しなければならない。

第五章 管理

(保管)

第三十六条 麻薬製造業者又は麻薬研究者は、その所有し、又は管理するあへんを、かぎをかけた堅固な設備内に収めて保管しなければならない。

2 麻薬製造業者又は麻薬研究者は、その所有し、又は管理するけしがらを、かぎをかけた設備内に収めて保管しなければならない。

第三十七条 第二十条の規定は、麻薬製造業者又は麻薬研究者が所有し、又は管理するあへん又はけしがらにつき事故が生じた場合に準用する。(けしがらの廃棄)

第三十八条 第二十二条第二項及び第三項の規定は、麻薬製造業者又は麻薬研究施設の設置者がけしがらを廃棄する場合に準用する。

第三十九条 麻薬製造業者は、麻薬及び向精神薬取締法第三十七条第一項に規定する帳簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 讀り受け、麻薬の製造のために使用し、又は廃棄したあへんの数量及びその年月日

二 輸入し、輸出し、譲り渡し、譲り受け、麻薬の製造のために使用し、又は廃棄したけしがらの数量及びその年月日

三 けしがらの輸入、輸出、譲渡し又は譲受けの相手方の氏名又は名称及び住所

四 第三十七条において準用する第二十二条の規定により届け出たあへん又はけしがらの数量及び向精神薬取締法第四十条第一項に規定する帳簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 新たに管理に属し、又は管理を離れたあへん又はけしがらの数量及びその年月日

二 研究のために使用したあへん又はけしがらの数量及びその年月日

三 第三十七条において準用する第二十二条の規定により届け出たあへん又はけしがらの数量

第四十条 麻薬製造業者は、一月から六月まで及び七月から十二月までの期間ごとに、その期間の満了後十五日以内に、次に掲げる事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。

一 期初にあへん又はけしがらを所持していたときは、その所有していたあへん又はけしがらの数量

二 その期間中に麻薬の製造のためにあへんを使用したときは、その使用したあへんの数量

三 その期間中にけしがらを譲り渡し、譲り受け、若しくは廃棄し、又は麻薬の製造のためにけしがらを使用したときは、その譲り渡し、又は使用し、譲り受け、若しくは廃棄し、又は使用し、譲り受けの相手方の氏名又は名称及び住所

四 期末にあへん又はけしがらを所持していたときは、その所有していたあへん又はけしがらの数量

五 麻薬研究者は、毎年十一月三十日までに、左に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならぬ。

一 前年の十月一日にあへん又はけしがらを管理していたときは、その管理していたあへん又はけしがらの数量

二 前年の十月一日からその年の九月三十日までに新たに管理に属したあへん若しくはけしがらがあるとき、又は同期間に研究のためにあへん若しくはけしがらを使用したときは、その新たに管理に属し、又は使用したあへん又はけしがらの数量

三 その年の九月三十日があへん又はけしがらを管理していたときは、その管理していたあへん又はけしがらの数量

四 その年の九月三十日があへん又はけしがらを管理していたときは、その管理していたあへん又はけしがらの数量

五 その年の九月三十日があへん又はけしがらを管理していたときは、その管理していたあへん又はけしがらの数量

六 都道府県知事は、けし栽培者について、第四十二条の処分をすることを必要と認めるときは、その旨を厚生労働大臣に具申しなければならない。

七 都道府県知事は、けし栽培者について、第四十二条の処分をすることを必要と認めるときは、その旨を厚生労働大臣に具申しなければならない。

八 都道府県知事は、けし栽培者について、第四十二条の処分をすることを必要と認めるときは、その旨を厚生労働大臣に具申しなければならない。

九 都道府県知事は、けし栽培者について、第四十二条の処分をすることを必要と認めるときは、その旨を厚生労働大臣に具申しなければならない。

十 都道府県知事は、けし栽培者について、第四十二条の処分をすることを必要と認めるときは、その旨を厚生労働大臣に具申しなければならない。

十一 都道府県知事は、けし栽培者について、第四十二条の処分をすることを必要と認めるときは、その旨を厚生労働大臣に具申しなければならない。

十二 都道府県知事は、けし栽培者について、第四十二条の処分をすることを必要と認めるときは、その旨を厚生労働大臣に具申しなければならない。

十三 都道府県知事は、けし栽培者について、第四十二条の処分をすることを必要と認めるときは、その旨を厚生労働大臣に具申しなければならない。

十四 都道府県知事は、けし栽培者について、第四十二条の処分をすることを必要と認めるときは、その旨を厚生労働大臣に具申しなければならない。

するあへん又はけしがらの数量を届け出なければならない。

2 前項の者であつてあへんを所有するものについては、そのあへんに関する限り、その届出事由が生じた日から起算して五十日間は、第八条

第一項の規定を適用しない。

3 第一項の者であつてけしがらを所有するものについては、その者が届出事由が生じた日から起算して五十日以内に、そのけしがらをけし栽培者、麻薬製造業者又は麻薬研究施設の設置者に譲り渡す場合に限り、その譲渡については、第七条第二項の規定を適用せず、また、その者のそのけしがらの所持については、同期間内に限り、第八条第五項の規定を適用しない。

4 第二十二条の規定は、前項の者が同項の期間内に同項のけしがらを譲り渡し、又は廃棄する場合について準用する。

5 前各項の規定は、麻薬製造業者若しくは麻薬研究施設の設置者が死亡し、又は法人たるこれら者が解散した場合に、その相続人若しくは相続人代て相続財産を管理する者又は清算人、破産管財人若しくは合併後存続し、若しくは合併により設立された法人の代表者について準用する。

6 都道府県知事は、あへん又はけしがらの取締り上必要があると認めるときは、けし栽培者、麻薬研究者その他の関係者から必要な報告を徴し、又は麻薬取締官若しくは薬事監視員のうちからあらかじめ指定する者をして、けしの栽培地、あへんの乾燥若しくは保管の場所、けしがらの保管の場所、麻薬の製造所若しくは研究施設その他あへん若しくはけしがらに關係ある場所に立ち入り、帳簿その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、若しくは試験のため必要な最小分量に限り、あへん、けしがら若しくはこれらの疑いのある物を取去させることができる。

2 都道府県知事は、あへん又はけしがらの取締り上必要があると認めるときは、けし栽培者、麻薬研究者その他の関係者から必要な報告を徴し、又は麻薬取締官若しくは薬事監視員のうちからあらかじめ指定する者をして、けしの栽培地、あへんの乾燥若しくは保管の場所、けしがらの保管の場所、麻薬の製造所若しくは研究施設その他あへん若しくはけしがらに關係ある場所に立ち入り、帳簿その他他の物件を検査させ、関係者に質問させ、若しくは試験のため必要な最小分量に限り、あへん、けしがら若しくはこれらの疑いのある物を取去させることができる。

3 前二項の規定により指定された者は、あへん監視員と称する。

4 あへん監視員は、その身分を示す証票を携帶し、関係者の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

5 第一項又は第二項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

6 都道府県知事は、けし栽培者について、第四十二条の処分をすることを必要と認めるときは、その旨を厚生労働大臣に具申しなければならない。

7 都道府県知事は、けし栽培者について、第四十二条の処分をすることを必要と認めるときは、その旨を厚生労働大臣に具申しなければならない。

8 都道府県知事は、けし栽培者について、第四十二条の処分をすることを必要と認めるときは、その旨を厚生労働大臣に具申しなければならない。

9 都道府県知事は、けし栽培者について、第四十二条の処分をすることを必要と認めるときは、その旨を厚生労働大臣に具申しなければならない。

10 都道府県知事は、けし栽培者について、第四十二条の処分をすることを必要と認めるときは、その旨を厚生労働大臣に具申しなければならない。

11 都道府県知事は、けし栽培者について、第四十二条の処分をすることを必要と認めるときは、その旨を厚生労働大臣に具申しなければならない。

12 都道府県知事は、けし栽培者について、第四十二条の処分をすることを必要と認めるときは、その旨を厚生労働大臣に具申しなければならない。

13 都道府県知事は、けし栽培者について、第四十二条の処分をすることを必要と認めるときは、その旨を厚生労働大臣に具申しなければならない。

14 都道府県知事は、けし栽培者について、第四十二条の処分をすることを必要と認めるときは、その旨を厚生労働大臣に具申しなければならない。

15 都道府県知事は、けし栽培者について、第四十二条の処分をすることを必要と認めるときは、その旨を厚生労働大臣に具申しなければならない。

16 都道府県知事は、けし栽培者について、第四十二条の処分をすることを必要と認めるときは、その旨を厚生労働大臣に具申しなければならない。

(報告の微収等)

2 前条の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならぬ。

(手数料)

2 第四十六条 次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国庫に納めなければならない。

一 けし栽培の許可を申請する者

二 第四十七条 厚生労働大臣は、あへん又はけしがらの取締り上必要があると認めるときは、けし

栽培の許可が失効した場合等の措置)

三 その年の年九月三十日があへん又はけしがらを管理していたときは、その管理していたあへん又はけしがらの数量

四 第四十二条の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならぬ。

(第七章 雜則)

2 第四十四条 厚生労働大臣は、あへん又はけしがらの取締り上必要があると認めるときは、けし

栽培の許可が失効した場合等の措置)

三 その年の年九月三十日があへん又はけしがらを管理していたときは、その管理していたあへん又はけしがらの数量

四 第四十二条の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならぬ。

(手数料)

2 第四十六条 次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国庫に納めなければならない。

一 けし栽培の許可を申請する者

二 第四十七条 厚生労働大臣は、あへん又はけしがらの取締り上必要があると認めるときは、けし

栽培の許可が失効した場合等の措置)

三 その年の年九月三十日があへん又はけしがらを管理していたときは、その管理していたあへん又はけしがらの数量

四 第四十二条の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならぬ。

(手数料)

2 第四十六条 次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国庫に納めなければならない。

一 けし栽培の許可を申請する者

二 第四十七条 厚生労働大臣は、あへん又はけしがらの取締り上必要があると認めるときは、けし

栽培の許可が失効した場合等の措置)

三 その年の年九月三十日があへん又はけしがらを管理していたときは、その管理していたあへん又はけしがらの数量

四 第四十二条の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならぬ。

(手数料)

2 第四十六条 次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国庫に納めなければならない。

一 けし栽培の許可を申請する者

二 第四十七条 厚生労働大臣は、あへん又はけしがらの取締り上必要があると認めるときは、けし

栽培の許可が失効した場合等の措置)

三 その年の年九月三十日があへん又はけしがらを管理していたときは、その管理していたあへん又はけしがらの数量

四 第四十二条の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならぬ。

(手数料)

2 第四十六条 次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国庫に納めなければならない。

一 けし栽培の許可を申請する者

二 第四十七条 厚生労働大臣は、あへん又はけしがらの取締り上必要があると認めるときは、けし

栽培の許可が失効した場合等の措置)

三 その年の年九月三十日があへん又はけしがらを管理していたときは、その管理していたあへん又はけしがらの数量

四 第四十二条の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならぬ。

(手数料)

2 第四十六条 次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国庫に納めなければならない。

一 けし栽培の許可を申請する者

二 第四十七条 厚生労働大臣は、あへん又はけしがらの取締り上必要があると認めるときは、けし

栽培の許可が失効した場合等の措置)

三 その年の年九月三十日があへん又はけしがらを管理していたときは、その管理していたあへん又はけしがらの数量

四 第四十二条の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならぬ。

(手数料)

2 第四十六条 次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国庫に納めなければならない。

一 けし栽培の許可を申請する者

二 第四十七条 厚生労働大臣は、あへん又はけしがらの取締り上必要があると認めるときは、けし

栽培の許可が失効した場合等の措置)

三 その年の年九月三十日があへん又はけしがらを管理していたときは、その管理していたあへん又はけしがらの数量

四 第四十二条の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならぬ。

(手数料)

2 第四十六条 次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国庫に納めなければならない。

一 けし栽培の許可を申請する者

二 第四十七条 厚生労働大臣は、あへん又はけしがらの取締り上必要があると認めるときは、けし

栽培の許可が失効した場合等の措置)

三 その年の年九月三十日があへん又はけしがらを管理していたときは、その管理していたあへん又はけしがらの数量

四 第四十二条の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならぬ。

(手数料)

2 第四十六条 次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国庫に納めなければならない。

一 けし栽培の許可を申請する者

二 第四十七条 厚生労働大臣は、あへん又はけしがらの取締り上必要があると認めるときは、けし

栽培の許可が失効した場合等の措置)

三 その年の年九月三十日があへん又はけしがらを管理していたときは、その管理していたあへん又はけしがらの数量

四 第四十二条の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならぬ。

(手数料)

2 第四十六条 次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国庫に納めなければならない。

一 けし栽培の許可を申請する者

二 第四十七条 厚生労働大臣は、あへん又はけしがらの取締り上必要があると認めるときは、けし

栽培の許可が失効した場合等の措置)

三 その年の年九月三十日があへん又はけしがらを管理していたときは、その管理していたあへん又はけしがらの数量

四 第四十二条の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならぬ。

(手数料)

2 第四十六条 次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国庫に納めなければならない。

一 けし栽培の許可を申請する者

二 第四十七条 厚生労働大臣は、あへん又はけしがらの取締り上必要があると認めるときは、けし

栽培の許可が失効した場合等の措置)

三 その年の年九月三十日があへん又はけしがらを管理していたときは、その管理していたあへん又はけしがらの数量

四 第四十二条の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならぬ。

(手数料)

2 第四十六条 次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国庫に納めなければならない。

一 けし栽培の許可を申請する者

二 第四十七条 厚生労働大臣は、あへん又はけしがらの取締り上必要があると認めるときは、けし

栽培の許可が失効した場合等の措置)

三 その年の年九月三十日があへん又はけしがらを管理していたときは、その管理していたあへん又はけしがらの数量

四 第四十二条の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならぬ。

(手数料)

2 第四十六条 次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国庫に納めなければならない。

一 けし栽培の許可を申請する者

二 第四十七条 厚生労働大臣は、あへん又はけしがらの取締り上必要があると認めるときは、けし

栽培の許可が失効した場合等の措置)

三 その年の年九月三十日があへん又はけしがらを管理していたときは、その管理していたあへん又はけしがらの数量

四 第四十二条の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならぬ。

(手数料)

2 第四十六条 次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国庫に納めなければならない。

一 けし栽培の許可を申請する者

二 第四十七条 厚生労働大臣は、あへん又はけしがらの取締り上必要があると認めるときは、けし

栽培の許可が失効した場合等の措置)

三 その年の年九月三十日があへん又はけしがらを管理していたときは、その管理していたあへん又はけしがらの数量

四 第四十二条の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならぬ。

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(経過措置)
3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用について、次に定むる別に定む。

適用に付いては、なお専前の例による。
附 則（平成五年六月一八日法律第七四
号）抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。

附 則（平成五年一一月一二日法律第八）

行朝日抄

この法律は、行政手続法（平成五年法律
行期日）

八十八号) の施行の日から施行する。

第十四条　この法律の施行前に法律の規定により（聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置）

行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会（不利益処

分に係るもの(を除く)又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当

規定により行われたものとみなす。

七号（抄）

第一条 本法は、公布の日から施行する。
（施行期日）

第一項の規定に公有の日本は施行するが、
だし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該

各号に定める日から施行する。

二 略
第八条及び第九条並びに附則第二条第二項

二 第八条及び第九条並ては附則第七条第二項
及び第八条の規定 平成七年七月一日

(あへん法の一部改正に伴う経過措置)

第八条 平成七年四月から六月までの期間に係る
麻痺製造業者の厚生大臣に付する届出について

麻薬製造業者の厚生力は好むる届出について
は、第九条の規定による改正後のあへん法第四

十条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例

(罰則に関する経過措置)
第二十条 二の法律(附則第一条各号に掲げる規
による。

第二条 本規則の施行(附則第一項第一項に規定する場合を除く)の実行の開始の日から起算して二年以内に該規則の施行前にした行為については、当該各規定の施行前にした行為並びに附則第二条、第四条、第七条第一項、第八条、第十一条、第十二条第二項、第十三条

及び第十五回の規定によりなお従前の例によることとされる場合における第一条、第四条、第八条、第九条、第十三条、第二十七条、第二十八条及び第三十条の規定の施行後にして行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第二十一条 附則第二条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に関して必要となる経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務(附則第一百六十一条において「国等の事務」という。)は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する國の事務として処理するものとする。

(处分申請等に関する経過措置)

第一百六十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び

附則第百六十三条において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)での法律の施行の日においてこれら的行为に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののはか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなればならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

第一百六十二条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁(以下この条において「処分庁」という。)に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁(以下この条において「上級行政庁」という。)があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であった行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とす

(手数料に関する経過措置)
第二百六十二条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであった手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるものほか、なお従前の例による。（罰則に関する経過措置）
第二百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(その他の経過措置の政令への委任)
第二百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。（検討）
第二百五十九条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。
第二百六十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
附 則（平成一九年一二月八日法律第一五一号抄）
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。
(経過措置)
第三条 民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百四十九号）附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの法律による改正規定の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。
　　一から二十五まで 略
第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(施行期日)
第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）

、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十二条、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定

（施行期日）
附 則 **抄** **（平成一三年六月二九日法律第八七号）抄**

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（検討）

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途とし、この法律による改正後のそれぞれの法律における障害者による欠格事由の在り方について、当該欠格事由に関する規定の施行の状況について、当該欠格事由に係る免許を取り消された者に係る当該取消事由がこの法律による措置を講ずるものとする。（再免許に係る経過措置）

第三条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定する免許の取消事由により免許を取り消された者に係る当該取消事由がこの法律による改正後のそれぞれの法律により再免許を与えることができる取消事由（以下この条において「再免許が与えられる免許の取消事由」という。）に相当するものであるときは、その者を再免許が与えられる免許の取消事由により免許が取り消された者とみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の再免許に関する規定を適用する。（罰則に係る経過措置）

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 **（平成一五年六月一四日法律第四四号）抄**

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。（罰則に関する経過措置）

第十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)
第十一條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 **（令和元年六月一四日法律第三十七号）抄**

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四十条、第五十九条、第六十一条、第七十五条（児童福祉法第三十四条の二十の改正規定に限る。）、第八十五条、第一百二条、第一百四十三条（不動産の鑑定評価に関する法律第二十五条第六号の改正規定に限る。）及び第一百六十八条並びに次条並びに附則第三条及び第六条の規定

（行政庁の行為等に関する経過措置）
第二条 この法律（前条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行の日前に、この法律による改正前の法律又はこれに基づく命令の規定（欠格条項その他の権利の制限に係る措置を定めるものに限る。）に基づき行われた行政庁の处分その他の行為及び当該規定により生じた失職の効力については、なお従前の例による。（罰則に関する経過措置）

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（検討）

第七条 政府は、会社法（平成十七年法律第八十六号）及び一般社団法人及び一般財團法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）における法人の役員の資格を成年被後見人又は被保佐人であることを理由に制限する旨の規定について、この法律の公布後一年以内を目途として検討を加え、その結果に基づき、当該規定の削除その他の必要な法的上の措置を講ずるものとする。

(罰則に関する経過措置)
第三十八条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によるところに係る場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 **（令和四年六月一七日法律第六八号）抄**

第一条 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定

（施行期日）
附 則 **（令和四年六月一七日法律第六八号）抄**

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。